

直接請求による条例案の審議方法等

1 付議までの流れ

12月16日(水) 選挙管理委員会から請求代表者へ署名簿返還

12月23日(水) 請求代表者が条例制定請求書を市長に提出

※請求を受理した日から20日以内(1月12日(火)まで)に、市長は臨時会を招集し条例案を付議(地方自治法第74条第3項)

2 審議等の流れ

地方自治法第74条第3項及び第4項に定めるものを除き、通常の議事手続による。

議案発送		条例案には市長の意見が付される(地方自治法第74条第3項)	
質疑通告			
議案審議・審査	本会議	①上程 ②当局による説明 ③当局に対する質疑 ④委員会付託(または付託省略)	請求代表者に意見を述べる機会を与えなければならない (地方自治法第74条第4項) ※本会議または委員会で実施
	※付託した場合 付託委員会	①説明 ②質疑等 ③採決(挙手) ④委員会報告書の提出	
	本会議	①討論 ②採決(過半数議決、押しボタン)	

※条例案を修正することも可。

※閉会中継続審査とすることも可。

### 3 協議事項

項目	内 容	備 考
1	委員会付託	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>①常任委員会に付託</li> <li>②特別委員会を設置して付託</li> <li>③付託せず、本会議で即決</li> </ul> <p>※①の場合、付託先はどこか            ※②の場合、運営方法・委員構成等            はどうするか</p>	
2	請求代表者による意見陳述	
	(1) 実施する会議	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>①本会議</li> <li>②委員会</li> </ul>	
	(2) 陳述者の人数、陳述時間	・ 陳述者の人数は定める必要あり (地方自治法施行令第98条の2 第2項)
	(3) 陳述者への質疑の有無	・ 質疑の有無に関する法令上の定め はない
3	本会議関係	
	当局説明員の出席範囲 通告等を踏まえ、市長・副市長 及び関係局のみの出席とするか	
4	委員会（付託する場合）	
	(1) 当局説明員の出席範囲	
	(2) 委員会の開催場所	
5	臨時会	
	会期（開会日、日数）	・ 1/12までに付議が必要

## 参 考 関 係 法 令

### ●地方自治法（抜粋）

第 74 条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下この編において「選挙権を有する者」という。）は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

- ② 前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。
- ③ 普通地方公共団体の長は、第一項の請求を受理した日から二十日以内に議会議を招集し、意見を付けてこれを議会議に付議し、その結果を同項の代表者（以下この条において「代表者」という。）に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- ④ 議会議は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令で定めるところにより、代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。  
(第 5 項以下 省略)

### ●地方自治法施行令（抜粋）

第 98 条の 2 議会議は、地方自治法第七十四条第四項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、条例制定又は改廃請求代表者に対し、その日時、場所その他必要な事項を通知するとともに、これらの事項を告示し、かつ、公衆の見やすいその他の方法により公表しなければならない。

- ② 議会議は、条例制定又は改廃請求代表者が複数であるときは、これらの者のうち地方自治法第七十四条第四項の規定により意見を述べる機会を与える条例制定又は改廃請求代表者の数を定めるものとする。
- ③ 議会議は、前項の規定により意見を述べる機会を与える条例制定又は改廃請求代表者の数を定めたときは、第一項の通知に併せて、その旨を条例制定又は改廃請求代表者に通知しなければならない。

## 政令指定都市・都道府県の直接請求による条例案に関する審議方法について (H21. 4~)

都市名	付議年月日	付託委員会	意見陳述				
			場面	議会決定の人数 実際の陳述者数 (請求代表者数)	陳述時間	陳述人 への質疑	
政令指定都市	新潟市	平成28年3月4日	常任委員会	本会議	1人 1人 (12人)	20分以内	なし
	静岡市	令和2年8月3日	常任委員会	常任委員会	6人以内 6人 (7人)	合計30分以内	あり (常任委員会)
	名古屋市	平成21年4月6日	常任委員会	常任委員会	5人以内 3人 (23人)	合計20分以内	なし
	大阪市	平成24年2月28日	常任委員会	本会議	5人以内 5人 (30人)	合計20分以内	なし
	京都市	平成23年1月24日	運営委員会 (議員定数条例のため)	運営委員会	6人以内 3人 (6人)	合計30分以内	なし
	北九州市	平成22年6月11日	常任委員会	本会議	5人以内 3人 (7人)	合計25分以内	なし
都道府県	宮城県	平成31年2月21日	常任委員会 (2委員会の連合審査)	常任委員会 (連合審査会)	1人 1人 (1人)	合計20分以内	あり (連合審査会)
	茨城県	令和2年6月8日	常任委員会 (2委員会の連合審査)	本会議	1人 1人 (3人)	合計20分以内	あり (連合審査会)
	東京都	平成24年6月5日	常任委員会	常任委員会	10人以内 8人 (31人)	合計40分程度	なし
	新潟県	平成25年1月21日	特別委員会 (正副議長を除く全議員)	特別委員会	8人以内 8人 (26人)	合計40分以内	なし
	静岡県	平成24年9月19日	常任委員会	本会議	5人以内 5人 (15人)	合計20分以内	なし
	島根県	平成26年2月12日	常任委員会	本会議	4人以内 1人 (4人)	合計20分以内	なし
	沖縄県	平成30年9月20日	常設特別委員会 (米軍基地関係特別委員会)	本会議	4人以内 4人 (33人)	合計30分以内	あり (特別委員会)
集計		所管の常設委員会：12都市 内 常任：10 特別：1 運営：1 特別委員会設置：1都市	本会議：7都市 委員会：6都市	1人：3都市 4人：2都市 5人：4都市 6人：2都市 8人：1都市 10人：1都市	20分：7都市 25分：1都市 30分：3都市 40分：2都市	あり：4都市 なし：9都市	

直接請求による条例案の審議方法等  
理事会協議結果（12月25日）

項 目	協 議 結 果	
	案①（自民・公明）	案②（立民・共産）
1 委員会付託	・政策・総務・財政委員会	・特別委員会（全員構成）
2 請求代表者による意見陳述		
(1) 実施する会議	・委員会	・本会議場で実施 ※全議員・市長以下のいる場で実施
(2) 陳述者の人数、陳述時間	・6人以内 ・合計30分以内	・6人以内 ・合計60分以内
(3) 陳述者への質疑の有無	・なし	・あり ※陳述者の意向による
3 本会議関係 当局説明員の出席範囲	・通告に応じて、市長、副市長、 関係局のみの出席で可	・通告に応じて、市長、副市長、 関係局のみの出席で可
4 委員会（付託する場合）		
(1) 当局説明員の出席範囲	・所管の副市長及び局長以下（総 務局） ・関係局として都市整備局及び選 挙管理委員会事務局の関係部長 等以下	・市長、副市長及び関係局の局長 以下
(2) 委員会の開催場所	・委員会室 ※傍聴議員席については10席 程度設け、無所属議員には優先 的に割り当てた上で、残りを交 渉会派で案分する	
5 臨時会 会期（開会日・日数）	・会期：3日間 ※本会議での質疑を1日目、委 員会審査を2日目、本会議での 討論・議決を3日目 ・日程：1月6日から8日まで	・会期：4日間 ※本会議を1日目、特別委員会 を2・3日目、本会議を4日目 ・日程：1月12日から15日まで

## 令和3年第1回市会臨時会会議日程（案）

月 日	曜	日	程
12月28日	月	臨時会招集告示 議案発送	議案発送後
29日	火		
30日	水		
31日	木		発言通告書（質疑）
令和3年1月1日	金	[元日]	受付
2日	土		
3日	日		
4日	月		午後5時
5日	火		
6日	水	午前9時15分 運営委員会 午前10時 本会議（第1日） 議案上程、質疑、付託 本会議終了後 常任委員会（審査方法等協議）	
7日	木	常任委員会（請求代表者意見陳述、議案審査）	
8日	金	午後1時 運営委員会 午後2時 本会議（第2日） 議案議決	

## 臨時会における請願・陳情の取り扱いについて

令和3年第1回市会臨時会における請願・陳情については、以下のとおり取り扱うこととする。

### ●取り扱い（案）

#### 1 臨時会の付議事件とする請願・陳情

令和3年第1回市会臨時会に付議される議案の趣旨に関係する請願及び陳情（横浜市会請願及び陳情取扱要綱第13項に該当する委員会付託する陳情）については、臨時会の付議事件とする。

#### 2 受理期限

令和3年1月4日（月）正午まで

#### 3 その他

- ・対象となる請願・陳情が提出された場合は、締め切り後速やかに、議長から市長宛てに、臨時会の付議事件として追加するための告示を依頼する。
- ・その他の取り扱いについては、横浜市会請願及び陳情取扱要綱の規定による。